

国際コンテナ戦略港湾 京浜港

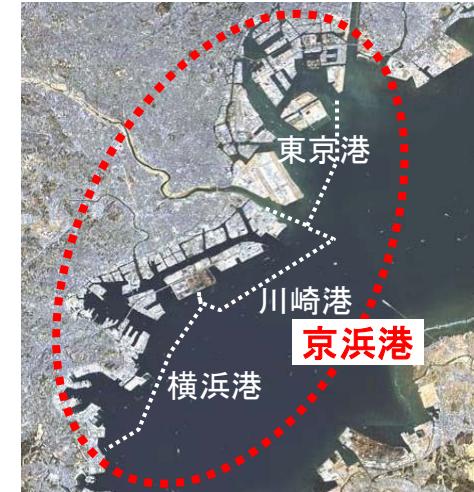
京浜港とは

港湾法(第2条第2項)において定められた『国際戦略港湾』であり、東京港、川崎港、横浜港の3港で構成される。

港湾法の改正

港湾法の改正(2011年3月31日公布)により、我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾が『国際戦略港湾』として新たに位置づけられた。同じく、特定重要港湾の名称が「国際拠点港湾」に改められた。

- ・2004年7月 東京港と横浜港の2港が、京浜港として「スーパー中枢港湾」に指定される。
- ・2010年8月 東京港、横浜港に川崎港を加えた3港で構成される京浜港として、「国際コンテナ戦略港湾」に選定される。
- ・2011年4月 改正港湾法の施行により、京浜港が「国際戦略港湾」となる。



港湾の種類の見直し

改正前

特定重要港湾
23港
京浜港
(東京・川崎・横浜)

重要港湾
126港

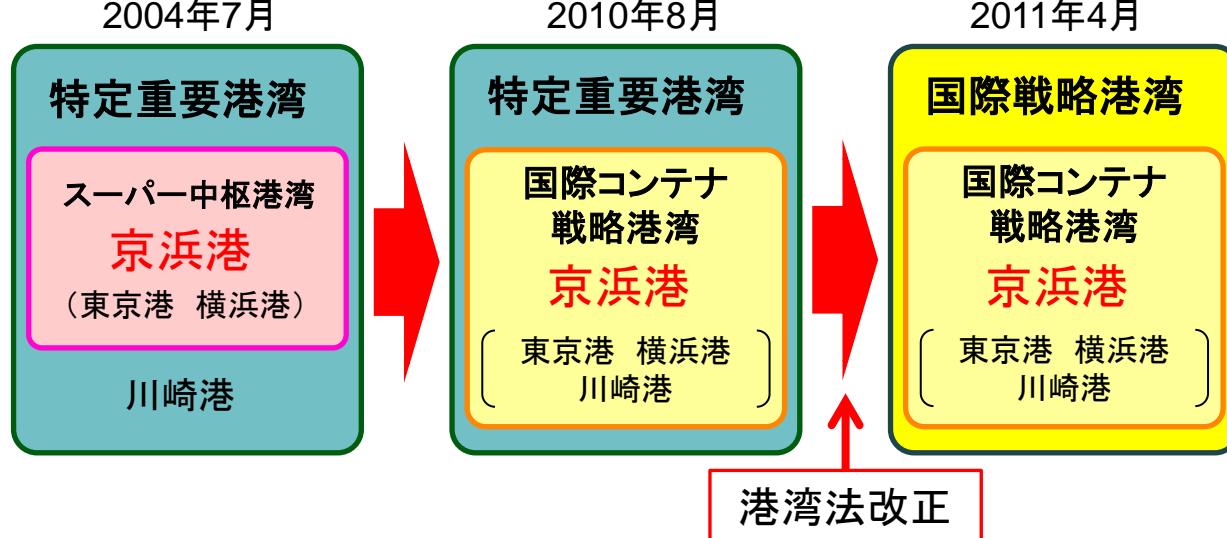
地方港湾
810港

現行
国際戦略港湾
5港
京浜港
阪神港
(大阪・神戸)

国際拠点港湾
18港

重要港湾
103港

地方港湾
809港



(注)現行の港湾数は、2012年4月1日現在(総数996港)。